

〇〇〇〇〇〇〇〇 様



この通知書の送付を今後希望しない方は、  
お手数ですが、下記までご連絡ください。  
高知市保険医療課 給付係  
電話 088-823-9359

高知県健康政策部国民健康保険課  
〒780-8570  
高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知市保険医療課 給付係  
〒780-8571  
高知市本町5丁目1番45号

※この「お知らせ」に関して、高知県庁の服薬サポーターからお電話することがあります。(電話 088-823-9759)

## ジェネリック医薬品使用促進のお知らせ

近年の医療の高度化等に伴い、年々医療費は増加し、家計に占める負担も大きくなっています。医療費の増加は、保険料にも影響することから、高知市国保では、皆さまの自己負担額を軽減するとともに、医療費の増加を抑制する対策として、現在処方されているお薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合に、薬代がどれだけ削減できるのか、その一例を参考としてお知らせするサービスを行っています。

なお、ジェネリック医薬品への切り替えは、医師・薬剤師と十分にご相談いただき、ご本人が納得された上で行っていただきますようお願いいたします。

## ジェネリック医薬品は、患者さんのお薬代負担を軽くするお薬です。



## ジェネリック医薬品は、安心のお薬です。

ジェネリック医薬品は薬機法に基づき、新薬と**有効成分・効き目が同じ**ものとして開発・製造・発売されています。



厚生労働省の承認を受けた薬だから安心ね!

## ジェネリック医薬品については、医師・薬剤師にご相談ください。

ジェネリック医薬品は**国も推奨**しているお薬です。処方せんに医師のジェネリック医薬品変更不可の記入がなければ、ジェネリック医薬品に変更できます。

処方せん	変更不可	個々の処方箋について、後発医薬品(ジェネリック医薬品)への変更には差し支えがあると判断した場合には、「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載し、「保険医署名」欄に署名又は記名・押印すること。
	備考	保険医「変更不可」欄に「✓」又は「×」を記載名(した場合は、署名又は記名・押印すること)

## お問い合わせ先

【ジェネリック医薬品通知サポートデスク(ヘルプデスク)】



**0120-433-400**

受付時間 10:00~17:00  
土・日・祝日・年末年始を除く

医師・薬剤師に相談してみよう!



# お薬代負担軽減のご案内

〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様  
令和2年9月処方分

を、現在よく流通しているジェネリック医薬品に  
切り替えた場合、お薬代の負担が (9月時点での負担割合です)

1,200円～

軽減されます。  
(100円未満は切り捨てています。)

令和2年9月分の処方実績					軽減できる金額※3
医療機関・薬局区分 薬品名※1	お薬の単価	数量	単位	お薬代※2 (2割負担)	
診療所					
エディロールカプセル0.75μg	98.2	30.0	カプセル	580	370～
ユベランソフトカプセル200mg	9.4	90.0	カプセル	160	60～
その他(ジェネリック処方分)				20	
小計				760	430～
薬局					
ヒアレイン点眼液0.1% 5mL	345.4	10.0	瓶	690	410～
小計				690	410～
診療所					
アダラートCR錠40mg	44.8	42.0	錠	370	210～
ガナトン錠50mg	14.3	126.0	錠	360	150～
小計				730	360～
合計				2,180	1,200～

## ※1 薬品名とは

処方されたお薬(先発医薬品)の名称です。医療機関・薬局ごとに記載しています。

## ※2 お薬代とは

1カ月にかかったお薬代です。(お薬代のみの記載で、実際にお支払いになった金額と異なる場合があります。)

## ※3 軽減できる金額とは

処方されたお薬をジェネリック医薬品に切り替える事によって軽減できる金額の目安です。

## ご注意ください

- 本明細は、医療機関・薬局の過去の請求データに基づいて作成されています。本明細に記載しきれない場合は、軽減効果が大きい医療機関分から順に記載しています。
- 国や市町村から医療助成を受けている場合、実際の支払額と異なる場合があります。
- ジェネリック医薬品は1つの先発医薬品に対して複数存在する場合がありますため、実際の軽減額には幅があります。
- 上記に記載する医薬品には、がんその他特殊疾病に使用されるお薬、短期処方のお薬については除外しています。
- 先発医薬品とジェネリック医薬品は有効成分は同一ですが、個人によって効き目や副作用などは異なる場合があります。詳しくは医師・薬剤師にご相談ください。
- 本通知書はお薬をご使用されているすべての加入者の方にお送りしているわけではありません。
- 本通知書は院内処方の方は院内で変更することを前提として作成しています。院内処方から院外処方へ変更された場合は、処方箋料や薬局でかかる手数料等の関係で逆に高くなってしまいます場合があります。